

令和7年度東海村障がい者総合支援協議会 第1回全体会議 会議録

開催日時	令和7年5月29日（木）午後2時～3時10分
場 所	東海村総合福祉センター「絆」多目的ホール
出 席 者	有賀会長，有阪副会長，浅野委員，稲川委員，大串委員，宇都宮委員，恩智委員，坂下委員，佐藤委員，土屋委員，照沼委員，富田委員，永山委員
欠 席 者	山崎委員
次 第	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 （1）地域生活支援拠点の整備方針について （2）その他 4 今後の予定
議 事	（1）地域生活支援拠点の整備方針について ○担当から説明後に質疑応答 ●事務局説明によると，まずは社会部会で実施要綱及びガイドラインの案について掘り下げて話し合ってもらおうとのこと。ここに集まっている委員は必ずしも障害福祉の専門家や事業者ばかりではないが，地域で暮らす人だからこそ気づく点があれば積極的に意見を出してほしい。 ●地域生活支援拠点については他の自治体でも整備が進んでいて，サービス事業所の集まりでも長らく議論の俎上に上がってきた。東海村でも「整備しなければならない」と言われてしばらく経つ。説明にあったように，相談や緊急時受入れについては特にしっかりと社会部会で話し合いたい。 ●地域の課題は時代の変化とともに変わってくるので，いったん形ができ上がった後でも積極的に課題を抽出して逐次修正したい。そのため，委員各位からの意見吸い上げのほか，アンケートを実施していきたい。 ●障がい者の就労支援も，当事者から自発的に発信していかなければならない。当団体のポジティブ事例として，ある媒体を通じて，団体の就労活動が新たな仕事につながったケースがある。相手方からは障がい者団体に「こんな仕事も頼めるとは思っていなかった」と驚かれたので，共有化して次の展開につなげたい。企業側の人手不足解消につなげられる効果が期待できる。 ●貴団体にはぜひ地域生活支援拠点の核になってほしい。 ●相談や緊急時受入れのように早急に整備しなければならないことと，体験の機会や場の提供，人材の確保など，ある程度長期的に解決しなければならないことの課題を分けて考え，順次議論を進めていきたい。まずは先行事例を参考に協議してはどうか。 ●地域生活支援拠点の整備に当たっては，障がい者が入所できる施設としてできる役割は大きいと思うので，協力していきたい。 ●施設と同様に，地域活動支援センターとしての役割も大きい。これまで東海村では協議の機会がなく議論が深まっていなかったため，今年度は整備に向けてぜひ進めていきたい。

- 以前担当していたケースに、高齢の養護者が40代で障がいのある子をケアしていた中で、保護者が急病で入院してしまい、緊急で受入先を探し調整するのに苦労した経験がある。緊急時の受入体制を強化する意味でも、地域生活支援拠点は必要と考える。
- 自分ごととして考えた場合、50代の自分が仮に急病で入院することになってしまった場合、家族のケアや支援を受けるためには、どこに相談すべきなのかわからない。37人以上労働者がいる事業所では1人以上の障がい者を雇用する義務があるが、商工会に問い合わせは1件もない。経営者が制度を知らない可能性もある。例えばパンフレットをつくって、具体的な相談先を明確にしておいたらどうか。
- 当事者団体の代表として、村の取組みが少しずつ前進してきてうれしく思う。ただし、「地域生活支援拠点の情報を掲載しているホームページを見て」と言っても、IT上の制約で、当事者や関係者が見られる環境にあるとは限らない。（国が障害者基本計画に明記している「情報アクセシビリティの向上」のとおり）障害福祉サービス事業所や特別支援学校に案内文書を紙媒体で配って、行政から説明する場を設けてほしい。
- 3つの観点から意見を述べたい。1点目として、自分は精神科の医療機関に所属しているので、ここ10年15年「地域移行を進めるべき」と言われながらも、医療と地域移行の関係がなかなか深まっていかないと実感している。病院は地域に出ていかない。一方で地域の人からすると、病院はなかなか敷居が高く気軽にアクセスできない。長期入院者の中には地域移行が可能なケースもあるので、病院と地域がつながる役目を果たす地域生活支援拠点のような「場」が必要と考える。
- 2点目は、専門職だけが集まる「場」という建付けでは良くないと考える。「いざというときの相談だけの場」に利用者が行くには、病院と同じで敷居が高い。例えばカフェなどがあって、気軽に相談「も」できる体制が必要ではないだろうか。
- 3点目に情報発信の一環として、体験発表など就労サービスの利用者や関係者ががんばっている様子を健常者にもぜひ見せてほしい。健常者が今は健康であっても、自分ごととして心の健康の大切さを知ってもらうこと、自分でも日頃から気を付けることが大事だと考える。
- 当院には一般病棟しかないが、MSWとして勉強や情報収集のためにも参加している。一般的に「地域生活支援のための拠点」と言えば、地域包括ケアシステムに目を向けがちで、病院もトピックスとして重要と認識している。
- しかしながら、地域で安心して暮らしたいという希望を持つのは高齢者も障がい者も同じである。高齢になった障がい者の保護者は、自分から病気の話をしたがる。病院は病気の予防に力を入れているので、病状がひどくなる前に、病院へアクセスしやすくなるように、自ら気づけるシステムを構築していかなければならないと日頃から考えて活動している。
- 病院としても数の多い高齢者に目を向けがちなので、今後は障がい者の対応も考えていきたい。

	●病院も地域の受入拠点となる可能性もあるので、協力をお願いしたい。 ●これまでの協議の状況が全く分からないので、委員との意見交換を踏まえながら意見を出していきたい。自分の専門は法律なのでその立場から言うと、地域生活支援拠点の整備理由や必要性をしっかりと議論してから制度をつくらないと、成果につながらないと思う。 ●その観点から厚労省通知を良い意味で解釈すると、自治体の独自性や自主性を重んじている。自分は高齢者福祉計画推進委員会の委員を担っているが、計画や制度、法令ががんじがらめの介護保険とは対照的である。 ●一方で地域生活支援拠点の整備は総合支援法上、自治体に努力義務が課されているに過ぎず、必ずやらなければいけないわけではない。拠点を整備した先行自治体についても、どこまできちんと作りこんでいるか、機能しているのかと懸念がある。 ●まずは拠点コーディネーターの役割や業務内容、人数、どこにどれだけ配置するのかを決めるべき。拠点コーディネーターを核にして拠点の整備を進める方向で協議してはどうだろうか。 ●厚労省通知にある地域生活支援拠点「等」の意味が分からない。「等」の定義が読み取れず、明確ではない。一方で村の資料には「等」が書いていない。この差異は何か。村で整備するに当たっては、形作り、枠をしっかりとつくる必要がある。総合支援法の根拠を確認してほしい。 ○委員指摘の通り、通知文からは「等」の定義を読み取り難かったため、村の資料からは「等」を削除した。過去の経緯や国の通知をあらためて読み込み、「等」を明確にした上で、社会部会で提示したい。 ●これまで障がい者施策に関して、国ではあいまいなことを「等」でまとめてきた経緯がある。村が「等」を抜くという判断であれば、それで良いと思う。 ●「拠点等」から「等」を抜くことはいわば「責任を負う」ことである。具体化に向けての行政の意気込みを感じた。 ●障がいを持っている人やその親と会う機会が多くある中で、障がい者自身からSOSを訴えることがないので、一番身近な親から訴えを広げてほしいと思っている。その観点から、当事者団体の取組みはすばらしい。 ●地域生活支援拠点の整備に当たっては、事業所や団体の皆さんの協力をお願いしたい。 ●事業所や団体以外の委員からも多くの意見が得られて良かった。 ○本日の委員各位の意見をもとに、一般の方が相談しやすい環境の創出やIT以外の広報手段についても、社会部会で協議できるよう資料をつくりこんでいきたい。 (委員一同、了承) (2) その他
--	--

	●現時点で安心部会での協議内容は決まっていないが、障がい者の災害対策を論点の1つとし、医療処置が必要な人の安全な避難方法や電源の確保策、避難訓練の実施などを検討することを取組みとしてはどうか。 (委員一同、了承) ○6月29日(日)、茨城県防災訓練に併せて東海村も同日水害を想定した防災避難訓練を実施する予定。内容としては、災害対策本部や避難所の開設・運営訓練を行うほか、数名の高齢者と障がいのある避難行動要支援者が参加して、地域の協力のもと、安否確認やコミセン・病院への避難訓練を実地で行う方向で調整している。医療的ケア者や車いす利用者、高齢者も参加するよう呼び掛けているので、次回の安心部会で訓練結果や課題などを報告することとしたい。 (委員一同、了承)
そ の 他	○次回は第1回社会部会を7月4日(金)午後1時30分から、第1回安心部会を同日午後3時30分から、どちらも総合福祉センター「絆」ボランティア室1にて開催予定。